

廃棄物等

放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染廃棄物の処理

原子力事業所内及びその周辺に飛散した廃棄物の処理

関係原子力事業者が実施

特定廃棄物

①対策地域内廃棄物

環境大臣による
汚染廃棄物対策地域※の指定

※廃棄物が特別な管理が必要な程度に放射性物質により汚染されている等一定の要件に該当する地域を指定

環境大臣による
対策地域内廃棄物処理計画の策定

国が対策地域内廃棄物処理計画
に基づき処理

下水道の汚泥、焼却
施設の焼却灰等の
汚染状態の調査
(特措法第16条)

環境大臣に報告

左記以外の廃棄物の
調査(特措法第18条)

申請

②指定廃棄物

環境大臣による指定廃棄物の指定
※汚染状態が一定基準(8,000Bq/kg)超の廃棄物

国が処理

不法投棄等の禁止

放射性物質汚染対処特措法の施行状況に関する取りまとめ
環境省 放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会(平成27年9月)